

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

復興支援に向けて

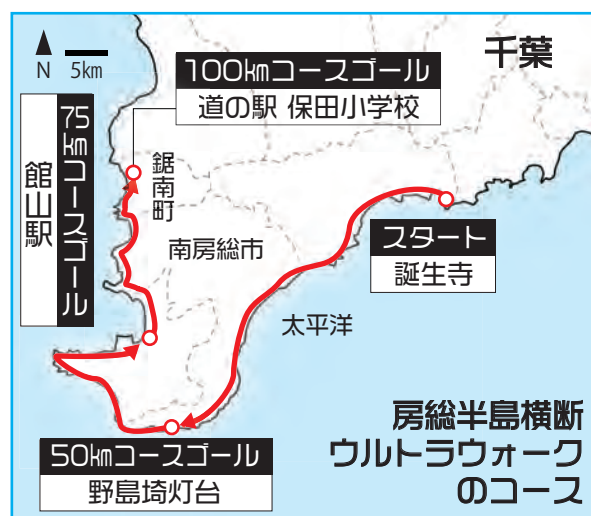
2月実施

早春 房総100キロウォーク ~ご当地グルメを楽しみながら~

復旧・復興の願いを込めて各地でイベント

史上最大級台風15号・

21号豪雨の自然災害から飛躍の年へ



主 な 内 容

- 新年のごあいさつ ● 確定申告のお知らせ
- 令和2年度税制改正に関する提言 ● 税を考える週間行事・納税表彰式
- 理事会・委員会・部会の動き ● 全国青年の集い大分大会参加報告
- 安全・便利な「キャッシュレス納付」
- 災害による損害に対する「所得税の軽減」 ● 法人会の事業予定
- 女性部会視察研修報告 ● 健康コーナー・食事は「1日しっかり3回説」
- 新会員紹介 ● 文書回答手続の利用 ● 租税教育活動

VOL.119

2020.1.15
令和2年

 (公社) 館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

謹賀新年

令和の輝かしい新春を迎え、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年管内は台風15号、その後相次いだ台風、豪雨など災害により甚大な被害を受けました被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、今後地域住民、行政、企業などが一体となって復旧復興に取り組み、この難局を乗り越えてゆかなければと考えております。地域経済は被災による打撃や消費税増税の影響も考えられ、厳しい展開が続いております。本年は東京五輪、パリンピックの年です。四年に一度開催される世界の祭典を機に、問題が山積する国の安全保障対策を強化するとともに、適格な経済施策により景気が上向き、回復の風が地方に届くことを願うものです。この一年が会員企業の皆様にとって、災害のない穏やかで明るく希望に満ちた年となるようお祈り申し上げます。館山法人会は、引き続き公益法人として、法人会の理念のもと、税務行政の推進、地域の振興、地域社会への貢献に努めて参りたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。



令和二年 元旦
公益社団法人 館山法人会
会長 本間 亨

新年明けましておめでとーございます

令和二年の年頭に当たり、謹んでお慶び申し上げます。本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政について深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。平成から令和と新時代の幕開けの昨年は、安房地域に立て続けに襲来した台風や大雨により未曾有の被害が発生しました。被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い再建をお祈りしております。また、本年はほとんどの法人が、消費税率の引上げと消費税軽減税率制度が実施されてから初めての申告となります。申告に際し、税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」をしていただくなどの注意点がございいます。さらに、令和5年には、インボイス制度の導入が控えており、引き続き制度の円滑な実施と早期の定着を図るため、説明会や広報をいたします。その他、国税庁では「納税者利便の向上」として、ICT化による納税手続きのデジタル化、税務署窓口のスマート化やe-Tax利用のさらなる簡便化を推し進めております。館山法人会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として、e-Taxの普及、消費税軽減税率制度の周知等に對しまして、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。会員の皆様のご多幸と益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和二年 元旦
館山税務署長 高山 昇

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

令和2年 元旦

公益社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	常任理事	早川 金光	常任理事	濱島 修	常任理事	望月 昇	常任理事	篠崎 忠昭
相談役	平田 哲平	"	清宮 和子	"	谷 昭一	"	川名 陽一	"	辰野 方哉
会長	本間 亨	"	島田 誠一	"	本橋 亮一	"	古宮 真一	"	鈴木 辰也
副会長	鈴木 義康	"	吉本 晃	"	角田眞一郎	"	湯澤 宏子	"	鈴木 誠一
"	平野 好正	"	吉田 政紀	"	村井 智博	"	柴田 栄樹	監事	服部 克巳
"	秋山 準治	"	平田 英雄	"	早川 光樹	"	高梨 潔	"	池田 亮惇
"	綱嶋 茂信	"	石渡 和男	"	小川 玉江	"	齊藤 守彦	"	鈴木 弘明
常任理事	宮沢 治海	"	飯田 彰一	"	日暮 靖	"	小原 将弘		
"	友野 修	"	手塚 節	"	栗原 保博	"	庄司 義則		
"	川名 光俊	"	田原 智之	"	安田三喜夫	"	落合 薫		

館山税務署

署長	高山 昇
総務課長	松元 修一
法人課税第1部門官	井波 正春
法人課税第2部門官	室井 定明
法人課税第1部門官	近 佳彦

管理運営第1部門官	多田 茂雄
管理運営第2部門官	鈴木 陽子
徴収部	山下 睦巳
個人課税第1部門官	元川 猛志
個人課税第2部門官	小倉 淳
資産課税部	兼重 直樹

千葉県税理士会館山支部

支部長	葛西 博
総務部長(兼任)	早野 喜良
副支部長	鈴木 弘明
本会理事	田村 健一

令和元年分 確定申告のお知らせ 館山税務署

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

◎令和元年分の確定申告書の提出期限及び納期限は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 令和2年3月16日（月）まで

贈与税 令和2年3月16日（月）まで

個人事業者の消費税及び地方消費税 令和2年3月31日（火）まで

☆税務署での申告のご相談、ご提出の受付は令和2年2月17日（月）からとなります。

なお、ご相談の受付時間は8：30～16：00となります。

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信や郵便又は信書便による送付のほか、税務署の時間外文書収受箱への投函でも提出できます。

なお、税務署の収受日付印（受付印）のある確定申告書等の「控え」が必要な場合は、複写により作成（複写によらない場合は、ボールペン等で記載）した申告書のほか、所要額の切手を貼った返信用封筒（返信先の記入をお願いします。）を同封してください。

パソコン・スマホから確定申告

①

今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ

②

マイナンバーカード方式！

マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができるよ！

ええ そうなんだ！

③

でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダライタも持ってないよ、どうしよう…

④

ID・パスワード方式！

そういう方でも大丈夫！税務署でIDとパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告ができるよ！

知らなかったよ！

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード

取得方法は裏面を見てね！

② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご確認ください。

IDとパスワードで送信

ID・PWが目印

重要書類

① ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW (見本)

ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓

1111 1111 1111 1111

ajp@nada

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用頂ける方の範囲が広がります。

作成はe-Tax
→申告書の



令和2年度

税制改正

スローガン

◎経済の再生と財政健全化を
目指し、歳出・歳入の一体
的改革を！

◎適正な負担と給付の重点
化・効率化で、持続可能な
社会保障制度の確立を！

◎中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措
置拡充を！

◎中小企業にとって事業継承
は重要な課題。本格的な事
業継承税制の創設を！

法人会では毎年開催される全国大会で会員企業の役に立つ「税に関する提言」を発表し、周知を行うとともに国・地方自治体等に提言活動を行っています。

令和2年度 税制改正に関する提言（要約）

第36回 全国法人会三重大会で報告

《基本的な課題》

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（29.74%）したが、^①先進国クラブ^②と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。その意味で「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなばならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

(2) 交際費課税の適用期限延長

(3) 公益法人課税

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 電子申告

税を考える週間行事

令和元年度納税表彰式

納税功労で個人10名、3団体が受賞
租税教育で

小学生の「税に関する書写作品」表彰

管内27校2,092人が応募

表彰作品は館山駅市民ギャラリー

イオン館山・鴨川店に展示

中学生の「税についての作文」表彰

最優秀作品を朗読

本橋常任理事 東京国税局長表彰を披露

株式会社おどや 東京国税局長感謝状を披露

おめでとうございます

税を考える週間の主要行事、「令和元年度納税表彰式」が館山税務署をはじめとする9団体共催により、11月13日千葉県管内市町・警察署、税理士会・経済団体ほか多くの来賓を迎え、夕日海岸昇鶴で行われました。

表彰式では、高山昇館山税務署長から長年にわたる納税功労が評価され、個人10名と3団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

このあと、納税功労による東京国税局長表彰受賞の本橋常任理事及び東京国税局長感謝状受賞の株式会社おどやの披露が行われました。

次いで租税教育関連の表彰として「小学生の税に関する書写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税についての作文」や「税に関する高校生の作文」について優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生及び高校生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われました。

終了後、お互いの理解を深める懇親会を行い散会しました。

中学生の「税についての作文」

『税とくらし』

全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞

館山市立第一中学校

第三学年 小谷 真結

「やったー!」

昨年の三学期、クラスで歓声が上がった。私達が住む館山市内の全ての幼稚園、小・中学校の普通教室、特別教室にエアコンがつくことになったのだ。私は嬉しさでいっぱいになり、早く来年になってほしいと思っていた。

「全部の学校にエアコンがついたら、どのくらいのお金がかかるのだろう。そのお金はどこから出てくるのだろう。」とふと考えた。そもそも、エアコン一台でも二十万円くらいはする。それが教室全部につくとなると、一つの学校だけで数百万円にはなるはずだ。エアコンがつくと聞いた時には気がついていなかったが、その費用は地方交付税によって払われているものだった。

私達中学生は、税金によって日々の暮らしや学校生活まで、安心安全な環境で過ごすことができる。特に学校生活では、机や椅子、教科書までもが税金でまかなわれている。義務教育

九年間で一人あたり七百五十万円から八百万円もお金がかかるという資料を見つけ、驚きのあまり言葉もでなかった。税金が無かったら、私は今頃働いていたかも知れない。今までに出会った同級生もみず知らずの他人だったかも知れない。そう思うと税金がありがたいものに見えてきた。

それだけではない。私達が暮らす中で、税金は目立たないながらも様々な役割を果たしている。当たり前の様にいる警察・消防。いつの間にか行われている道路の整備・ゴミの処理。これら全て、税金がなければできないことだ。学校でも日常生活でも私達中学生は税に助けられているのだ。だから、もっと深く税について知り、考えるべきだと思つた。

「消費税増税まで一ヶ月あまりです。」
そんな言葉が聞こえ、テレビで見ると、消費税が八パーセントから十パーセントへ増えると書いてあった。この事については

以前、学校でも話題になった事があり、

「消費税増えるらしいね。一百万円の買い物したら千円も取られるのか。一割も取られるなんてやだな。すごく損した気分だよね。」

と話していた。でも本当にそうだろうか。確かに一割も取られて損をした気分になるかも知れない。しかし、誰かが病気やけがをした時、巡り巡って自分が払った消費税が役に立つかも知れない。私達には見えていない所で自分が払った消費税が役に立っている。そう思うだけで、税金を払う、「納税の義務」を自分が果たしている「自信」と「誇り」になるのではないかと思つた。
私は、エアコンから税に興味を持ち、その大切さに気がつくことができた。全く関係ないと思っていたエアコンと税。しかし、この二つは誰もが払っている様々な種類の税金によってしっかりとつながっていたのだ。私はこれらの事を忘れずに、日本の未来のため、税についてしっかりと学び、自分の生活に生かして、納税者に感謝の気持ちを示したい。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

(税務功労)

小磯 隆

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

鈴木 弘明

(一般社団法人館山青色申告会 副会長)

谷 昭一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

村井 智博

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

館山税務署長感謝状

(税務功労)

池田 知弘

(一般社団法人館山青色申告会 事務局長)

古宮 真一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

齋藤 守彦

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

重田 修一

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

鈴木 誠一

(館山間税会 副会長)

高梨 潔

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

(租税教育推進校)

南房総市立 三芳中学校

(広報功績者)

館山信用金庫

☆ご披露

東京国税局長表彰

本橋 亮一

(館山間税会 会長)

東京国税局長感謝状

株式会社 おどや

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署

公益社団法人館山法人会

一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

三平 康生 館山市立那古小学校 (1年)

余湖 恵介 館山市立館山小学校 (2年)

柳澤 杏花 館山市立館山小学校 (3年)

小川ひかり 南房総市立白浜小学校 (4年)

佐野 日香 館山市立北条小学校 (5年)

鈴木 俊祐 南房総市立富浦小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会

館山税務署管内納税貯蓄組合連合会

国税庁

【全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

小谷 真結 館山市立第一中学校 (3年)

【東京国税局管内

納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

桂 健士 館山市立第一中学校 (2年)

【館山税務署管内

納税貯蓄組合連合会 会長賞】

金木 彩乃 南房総市立千倉中学校 (3年)

川名 統豊 館山市立第二中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

朝倉 心晴 南房総市立三芳中学校 (3年)

初山かの子 南房総市立三芳中学校 (3年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

吉村 桜 館山市立第三中学校 (3年)

【市町長賞】

館山市長賞

中田 汐音 館山市立第一中学校 (2年)

大山 奏 館山市立第二中学校 (3年)

鈴木 なゆ 館山市立第一中学校 (3年)

鴨川市長賞

高橋 朋佳 鴨川市立安房東中学校 (3年)

橋本 琉生 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

本間 翔瑛 鴨川市立長狭中学校 (3年)

南房総市長賞

岩堀 里緒 南房総市立富浦中学校 (3年)

小島 花乃 南房総市立富山中学校 (3年)

渡辺 夏海 南房総市立富山中学校 (3年)

鋸南町長賞

岡田 結花 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】

奈良田圭亮 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【公益社団法人 館山法人会 会長賞】

瀧口 将希 館山市立房南中学校 (3年)

「税に関する高校生の作文」表彰

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

吉田 花菜 千葉県立安房高等学校 (1年)

渡邊登伎子 千葉県立安房高等学校 (1年)

令和元年度納税表彰式



署長表彰受賞者



【最優秀賞】

鈴木 俊祐

南房総市立富浦小学校
(6年)



【最優秀賞】

佐野 日香

館山市立北条小学校
(5年)



【最優秀賞】

小川ひかり

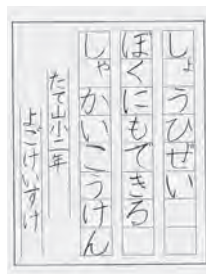
南房総市立白浜小学校
(4年)



【最優秀賞】

柳澤 杏花

館山市立館山小学校
(3年)



【最優秀賞】

余湖 恵介

館山市立館山小学校
(2年)



【最優秀賞】

三平 康生

館山市立那古小学校
(1年)

理事会

委員会

部会

の動き

理事会

支部ゼミ懇談会は
台風15号等の影響で中止

◎第2回理事会

9月5日（木）

鴨川ユニバースホテルにて

- ・令和元年度事業の執行状況について
- ・会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について



第2回理事会 9月5日

・その他

出席者

32名

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月5日開催の理事会開催前、法人
会と提携している保険会社3社（大同

生命保険・AIG損害保険・アフラック）と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

終了後意見交換会

出席者

38名

総務委員会

◎第1回総務委員会

11月7日（木）法人会事務局にて

- ・社会貢献事業についてほか

出席者

6名



総務委員会 11月7日

◎第2回総務委員会

1月9日（木）

法人会事務局にて

- ・地域社会への貢献事業について（若潮マラソン会場での税啓発活動）

出席者

7名

広報委員会

◎第2回広報委員会

11月20日（水）

法人会事務局にて

- ・会報第1119号編集会議

掲載記事等編集内容について協議

出席者

7名



広報委員会 11月20日

税制委員会

「平成31年度税制改正提言事項」の
地元国会議員および地方自治体に対す
る要望活動



青年部会 10月3日

青年部会

◎部会例会

10月3日（木）法青会館会議室

- ・今後の行事について

・その他

- ・税務研修会

「税のはなし」

講師 高山昇館山税務署長

出席者

18名

11月6日（火）

要望先

国会議員 浜田靖一氏

館山市長 金丸謙一氏

館山市議会議員 榎本祐三氏

（陳情先は全法連の指示による）

参加者

2名

◎県青年部会連協親睦「ゴルフコンペ」
台風被害のため中止

◎「第33回法人会全国青年の集い」
大分大会

11月7日(木)・8日(金)

Ichiko 総合文化センター

レンブラントホテル大分

・租税教育活動プレゼンテーション

・部会長サミット・円卓会議

テーマ「財政健全化のための健康

経営プロジェクト」

大会式典

記念講演

「ボジティブ指向

健康な心と体で未来を動かす」

講師 アン ミカ氏

・懇親会

参加者 4名

◎税金クイズの実施

11月24日(日)

南房総市産業まつり会場(千倉町)

クイズ参加者約400名

参加者 11名

女性部会

◎視察研修

9月26日(木)

迎賓館赤坂離宮、

観劇キャッツシアター(キャッツ)

参加者 24名

◎役員会(幹事以上)

12月9日(月)

銀鱗荘ことぶきにて

・地域社会への貢献事業について

・絵はがきコンクールの実施について

ほか

・租税研修会

「税のはなし」

講師 高山 昇 館山税務署長

終了後意見交換会

出席者 36名



女性部会 12月9日

源泉研究部会

◎第2回租税研修会

10月28日(月)

館山シーサイドホテルにて

・「年末調整」について

講師 井波法人第1統括官

鈴木管理運営第2統括官

三浦法人第1事務官

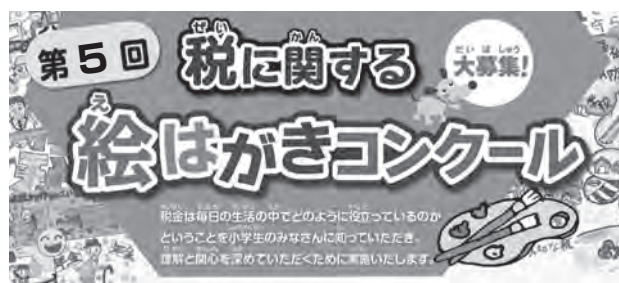
終了後意見交換会

出席者 17名



源泉研究部会 10月26日

女性部会が租税教育活動



1月14日 鋸南小学校 6年生対象
1月21日 千倉小学校 6年生対象

消費税期限内納付推進運動実施中!

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Tax^(※2)が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※3)。

期限を過ぎると延滞税がかかります。

確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※4)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会



■大会シンボルマーク

山海に恵まれ、豊かな自然あふれる大分県は、日本一の湧出量と温泉数を誇るおんせん県です。滾滾と湧き出る温泉は、大地のダイナミックなエネルギーを感じる自然の産物。そのパワーを、熱い意気込みをもって租税教育活動へと取り組む法人会青年部の思いと重ねて表現しました。本大会が、未来の明るい社会へつなげるための大きな一歩となるよう、願いを込めています。

第33回 法人会全国青年の集い 大分大会

レンブラントホテル大分 33rd 総合文化センター

部会長サミット 円卓会議

テーマ

未来を動かす第二步 「健康経営オリムピック」について



青年部会長

鈴木 誠一

第33回法人会青年の集い 大分大会に参加して

税のオピニオンリーダーたる経営者の団体「法人会」。その中で青年部会の役割は、次代を担う子供たちへの正しい税知識の啓発と税の使い道について自分たちで考える機会となるような租税教育活動を行う事です。全国440単位会で行われているこの活動が、子供たちにどのように伝えられているか、子供たちにどのような変化をもたらし、たかを検証する場として、『租税教育活動プレゼンテーション』を行い、先進事例を共有しました。また国の財政破綻回避に向け、「財政健全化のための健康経

営プロジェクト」を青年部会活動の新たな柱として、今大会はこの取り組みに向けた第一歩を踏み出す年となりました。

初日は、その健康経営プロジェクト推進会議〜第2回連絡会議と行われ、現在123兆円の社会保障給付費が、2040年には190兆円になる見通しとの事で、日本の未来を担う次世代の子供たちのために我々ができることは、「個人の健康・職場環境の改善・メンタルケア」にて、税収の増加・医療費の適正化を図り、財政健全化に貢献しようと話し合いました。

租税教育活動プレゼンテーションでは、全国11単会が発表・審査されましたが、我が東京局管内からも「千葉西法人会」が発表しました。どの単会もレベルが高く、特に広島 西大寺法人会の「高校生が講師となり小学生に租税教育を行う」取り組みには共感しました。

2日目大会当日は、午前の部会長サ

ミットでは前日に続き、健康経営プロジェクトの円卓会議〜課題発表が行われ、午後から大会式典を開催。記念講演では、ファッションモデルで様々な分野で幅広く活躍されているアンミカ氏が、「ポジティブ志向〜健康な心と体で未来を動かす」と題して講演されました。

毎回参加して感じる事は、全国のいろいろな方々との話し合い、体験や聴講から、経営者として人間として、今後に生かされる経験をさせてもらえているという事です。

来年は島根大会です。この経験を多くの会員の皆様に感じ取っていただきたく、大勢の会員と参加して大会に臨みたいと思います。

大会スケジュール

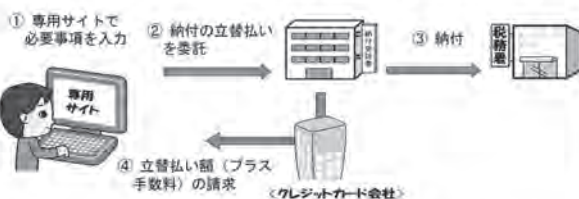
- ◎青連協連絡協議会
租税教育活動プレゼンテーション
- ◎部会長サミット(円卓会議)
テーマ「財政健全化のための健康経営プロジェクト」
～日本の未来を担う子供たちのために～
- ◎大会式典
- ◎記念講演
「ポジティブ志向
～健康な心と体で未来を動かす～」
講師 アンミカ氏
- ◎懇親会
- ◎物産展
- ◎租税教育活動パネル展示

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所で御案内しております。
「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」

クレジットカード納付

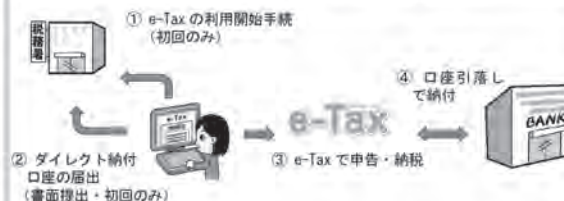


専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付できます。

※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。



ダイレクト納付



事前に届け出た預貯金口座から e-Tax を利用して即時または期日を指定して納付できます。

事前手続

e-Tax



振替納税



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

事前手続



インターネットバンキング



インターネットバンキングにより国税を電子納付できます。

e-Tax



※ QRコードは税関デンソーウェブの登録商標です。

事前手続 事前に手続が必要です。

e-Tax e-Tax での利用となります。

～令和元年分の確定申告分の振替納付日は次のとおりです～

◎令和元年分の所得税及び復興特別所得税 令和2年4月21日（火）

◎令和元年分の個人事業者の消費税及び地方消費税 令和2年4月23日（木）

※ 新規に利用される方は、所得税及び復興特別所得税は令和2年3月16日（月）まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和2年3月31日（火）までに振替依頼書の提出をお願いします。

※ 贈与税につきましては、振替納税は行っておりません。

館山税務署

もしも災害に
あったら、
税金面での配慮は
あるのですか？



所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(雑損控除)	② 災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失								
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産(※1)	住宅又は家財の損失額(※2)が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算 又は 所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額(※2) - 所得金額の10分の1 ② 損失額(※2)のうちの災害関連支出の金額 - 5万円 注:「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年分の所得金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	●その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間(※3)に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 ●災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 ●災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)(※4)以内に支出したものが対象となります。	●原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ●減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。								

※1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2 資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます。

※3 東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

※4 東日本大震災に関連する①から③までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したものが対象とみなされます。

〈令和元年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

注1:子供は16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。

注2:災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。

注3:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	所得税法(雑損控除)適用による 所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による 所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

災害により住宅用家屋が被害を受けた場合、適用される措置はあるのですか？



住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等

災害により住宅用家屋が被害を受けた場合に、適用できる特例があります。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

住宅ローン等で住宅用家屋の取得等をした場合には、一定の要件を満たすことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができますが、災害により住宅用家屋が被害を受けた場合には、以下の特例の適用を受けることができます。

適用期間の特例

- 災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋(以下「従前家屋」といいます。))については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。
- 新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける(※)など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※下記「重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

重複適用の特例

- 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を重複して適用することができます。
- 重複適用の特例を受けるためには、従前家屋について、その事実を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。
 - ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類(罹災証明書)(写し可)
 - ・ 従前家屋の登記事項証明書(滅失した住宅については、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)(原本)
- 重複適用の特例を受ける場合には、それぞれの控除額の限度額のうち最も高い金額が控除限度額となります。

住宅取得の際の贈与税に関する特例措置

住宅取得の際の贈与税の特例について、災害によって住宅用の家屋に被害を受けた場合には、次のとおり、その適用要件が緩和され、その特例の適用を受けることができます。

- ① 住宅用の家屋の新築等をした人が、その家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)したため、その家屋に居住できなかったときには、居住要件が免除され、住宅取得の際の贈与税の特例の適用を受けることができます。
- ② 住宅用の家屋の新築等をする人が、災害に基因するやむを得ない事情により、その家屋の新築等が取得期限(贈与を受けた年の翌年3月15日)までにできなかったとき又はその家屋に居住期限(贈与を受けた年の翌年12月31日)までに居住できなかったときには、それぞれの期限が1年延長され、住宅取得の際の贈与税の特例の適用を受けることができます。

財形住宅(年金)貯蓄やジュニアNISAについても特例があります

財形住宅(年金)貯蓄やジュニアNISAを行っている方が居住する家屋で、その方又はその方と生計を一にする親族の方が所有するものが災害等により全半壊などの被害を受けた場合には、以下の特例があります。

● 財形住宅(年金)貯蓄

財形住宅(年金)貯蓄を払い出す場合において、所轄税務署長からその払出しがその災害等により被害を受けたことによるものであることに係る確認書の交付を受け、その確認書を金融機関等に提出したもののについては、当該財形住宅(年金)貯蓄に係る利子等について課税されません。

注1:確認書の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出る必要があります。

注2:その災害等が生じた日から1年以内に払出しが行われる必要があります。

● ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)

未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払出制限期間において払い出す場合で、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受け、その確認書を金融商品取引業者等に提出したもののについては、それまでに未成年者口座において生じた所得について所得税等が課税されません。

注1:確認書の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出る必要があります。

注2:その災害等が生じた日から1年以内に金融商品取引業者等に当該確認書を提出する必要があります。

法人会の動き

令和2年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1. 9 (木)	総務委員会	法青会館
1.14 (火)	館山税務懇話会例会	法青会館
1.16 (木)	租税教室（絵はがきコンクール募集）	鋸南町立鋸南小学校
1.16 (木)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.17 (金) ～18 (土)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	館山商工会館
1.21 (火)	租税教室（絵はがきコンクール募集）	南房総市立千倉小学校
1.22 (水)	全法連新年賀詞交歓会	帝国ホテル
1.24 (金)	地域社会貢献事業事前準備	丸山公民館
1.25 (土)	地域社会貢献事業事前準備 （いちごプロジェクト・節電対策 P R）	丸山公民館
1.26 (日)	地域社会貢献事業 （いちごプロジェクト・節電対策 P R） 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
1.27 (月)	県法連新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
1.30 (木)	絵はがきコンクール審査会	法青会館
2. 5 (水)	青年部会チャリティボーリング大会	館山ヤングボール
2. 7 (金)	県法連事務局職員研修会	ポートプラザちば
2.17 (月)	e-Tax による確定申告の早期提出 館山税務懇話会（法人会会長ほか）	館山税務署
2.21 (金)	県法連事務局職員研修会	ポートプラザちば
3.13 (金)	県青連協「千葉サミット」	三井ガーデンホテル千葉
3.16 (月)	理事会	夕日海岸昇鶴
3.19 (木)	決算期別法人説明会	鴨川市役所 4 階会議室
3.24 (火)	決算期別法人説明会	館山市コミュニティセンター
3.27 (金)	女性部会役員会（幹事以上）	法青会館
4. 9 (木)	新設法人説明会	法青会館
4.22 (水)	理事会	館山シーサイドホテル
5.13 (水)	女性部会定時総会	夕日海岸昇鶴
5.18 (月)	決算期別法人説明会	法青会館
5.19 (火)	決算期別法人説明会	鴨川市役所 4 階会議室
6. 3 (水)	定時総会	館山シーサイドホテル

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると → 添付書類の提出省略 還付がスピーディー

こんなメリットが！

電子申告で 効率UP!

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

迎賓館赤坂離宮

劇団四季「キヤッツ」観劇



(株)やます
鈴木 利恵
副部長

宮を目指して走行していきま
した。

房総半島を中心に千葉県を襲った台風十五号による甚大な被害からの復旧の兆しがまだ見えていない九月二十六日、私達女性部会は毎年恒例の研修旅行を決行いたしました。残念ながら旅行をキャンセルせざるを得なかった方、また後ろ髪を引かれながらの参加であった方もおられたと思いますが、永野専務の「来れなかった人の分まで楽しませよう」との挨拶をいただき、厳粛な空気をまとったバスは、最初の目的地、迎賓館赤坂離宮

迎賓館は明治期の建築、美術、工芸界の総力を結集した建築物で、平成二十一年に国宝に指定されました。世界各国の国王、大統領、首相などをお迎えするほか、主要国首脳会議の場として使用されています。一歩足を踏み入れると、大理石の円柱、絨毯からシャンデリア、天井壁面にいたるまで、普段接することのない壮麗な美しさにただただ溜息をつくばかり。また、国賓をお迎えになる上皇・上皇后両陛下はじめ政治家等が接遇されているお写真も展示されており、折しも連日、香港での若者を中心とした大規模なデモのニュースを見ていた



迎賓館 赤坂離宮

だけに、私のような一般庶民が、華やかな外交の舞台となるこのような場所に足を踏み入れられることを慮るにつけ、自由と民主主義が守られている平和な日本を改めてありがたく思いました。

時間を有効利用して車中で美味しいお弁当をいただく、間もなく劇団四季の会場へ到着。さて、劇団員といえどアルバイトはつきものとのイメージ（現実？）を持つのではないかと思います。劇団四季は、公演だけで法人運

営が成り立ち、劇団員も生活できる経営を成り立たせています。三十数年にわたり安定した集客を維持し続けている理由はなにか？芸術性、創造性、歌やダンスの完成度でしょうか？一度観劇してみてもいいかがでしょう。逆境に負けずしたたかに生き抜く個性豊かな「猫達」。私には、日々の厳しいトレーニングを物語る劇団員の引き締まった見事な体型が、「ボーっと生きてはいませんか？」と言っているように感じた。ストーリーの云々はさておき、ラストの展開は感



庭園



国・公賓用のサロン 朝日の間

動的で、素晴らしい「メモリー」の歌声とともに心に深く刻みこまれたミュージカルでした。車中でのややメタボ女性群の情報交換は楽しい一服の清涼剤。法人会女性部会は今年も思い出をひとつ増やし、心機一転、明日への活力をいただいて、それぞれの戦い（？）が待つ日常へ戻っていきました。

素敵な企画をしてくださった幹事の皆さん、お骨折りをいただきました事務局飯田さんありがとうございました。

健康コーナー

食事は「1日しっかり3回説」に、 考えも対応も様々

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

江戸後期までは1日2食、3食提唱は80年ほど前から

巷にあふれる健康本を見ると、その多くは「朝昼晩の3回、同じ時間にしっかり食べて、生活習慣病を予防しよう」といったトーンで記されています。理由として「適正な体重を保てる」「生活のリズムが整い、勤労・勤勉意欲が増進する」「胃腸の働きが安定し、安眠につながる」といったメリットが付記されています。さらにインパクトの大きいのは「朝食は脳を活性化させる」という効能でしょう。朝食を摂ると成績が上がる、と言われれば、子供を持つ母親はころりと参ります。

時代劇を見ると分かる通り、歴史的には江戸時代の中ごろまで庶民の食事は朝と昼過ぎか夕方近くの2回でした。1回増えて3食になったのは、国家としての近代化に向けて土木関係の肉体労働者が激増したせいのようなのです。ずばり腹が減っては、戦はできないからで、弁当持参も徐々に多くなりました。

しかし昭和に入ると戦争から敗戦へと続き、国ぐるみの食糧難に苦しみますが、世の中が落ちついてくるにともない、食への関心が高まってきます。そして昭和10年に国立栄養研究所が提唱した栄養学的な1日3食説に注目が集まり、バイブル化していききました。

ただ歳月の流れにともない、予期せぬ事態が起きます。まず「欠食」という言葉の浮上でした。これは学校給食のなかった時代に、貧しくて弁当を持参できない子供を「欠食児童」と呼んだのに始まりますが、現在は朝食を摂らない若者のことです。なぜ朝食拒否かとしては「面倒」「太る」の2つが挙げられ、朝はコーヒー1杯が落ち着く、という声も多くあります。

一方、3食推進派は、力士が朝食抜きでチャンコのドカ食い昼寝で体重を増やしているのを引き合いに「2食こそ肥満の元」と警告します。これに対し2食推進派も3食で太ったデータを集めて反論をすれば、24

時間フル活動の現代社会では1日4食、5食の夜勤労働者も出てきます。3食を勧められても人それぞれ、意見も対応も入り乱れているのが実情です。

一方で若年世代の低栄養状態や 痩せ過ぎが社会問題に

人間には生活習慣や体質の違いがあるので、3食派や2食派などに分かれるのはある程度、理解できますが、それに関連して最近の若者層に多発している新型栄養失調とは何かについて説明します。この飽食の時代に何かと驚く方も多いでしょうが、これは摂取カロリーこそ足りてはいても、必要栄養素のビタミンA、B1、そしてカルシウム、マグネシウムの必須ミネラルなどが不足している状態を指します。なぜそうなたかと言うと、回数は3食摂っても、ほとんど同じ物しか食べないからです。極端な例ですが、3食インスタントラーメン、持ち帰りのオニギリだけだったらどうなるか、察しがつくでしょう。栄養バランスが崩れ、栄養失調になってしまうのです。

数字で事例を示すと、厚生省は国民1人に1日350gの野菜を食べるよう推奨していますが、実際の摂取量は男性20代が236.2g、30代が254.7g、女性20代は222.8g、30代は237.2gです。最も多いのは男性60代の309.9gで、これも推奨値を超えてはいませんが、最少は前述の20代女性です。成人のデータを見ると年齢が低いほど摂取

取量が少なくなっています。

新型が頭につく栄養失調は、初期だと見た目に余り変わりはありませんが、体型や顔色などに明確な異常が生じてきました。それは若い女性の痩せ過ぎです。肥満や痩せの判別は通常、日本肥満学会が定めた肥満指数のBMI (Body Mass Index) によって行われることはご存じでしょうが、女性全体では約12%、20代の女性は約21%が基準の18.5%を下回る「痩せ」に属しています。

これを国際的に見ると、女性全体の比率は先進国の中でトップクラスになります。さらに20代女性となると「痩せ過ぎ」のグループに入り、他国から不思議がられています。その原因は、言わずと知れたダイエット志向で、食べないからです。痩せ過ぎは当人に免疫力の低下や貧血をもたらし、低体重の子供の出産が多くなり、骨粗鬆症にも進行していきます。

過日、専門医からこんな話を聞きました。「最近の若い女性に便秘が多いのは、食べないので出る便がないから。便を作れない体で丈夫な赤ちゃんを産めるはずがないでしょ」。言葉替えると「(健康は)まず、便より始めよ」と言えそうです。

「筆者紹介」

大谷克弥(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお祈いします —
令和元年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第1	TATEYAMAイタリア食堂	田口 英雄	館山市北条2903 マラガモール2F	0470(23)2745	飲食業
北条第2	(株)志学経営	丸 淳一	館山市上野原102-1	0470(24)1311	コンサルタント業
	いつき会計労務事務所	小瀧 珠子	館山市北条462-6	0470(49)4376	税理士
長須賀	石井建材	石井 文一	館山市畑377	0470(23)6871	建築業
那古船形三芳	(株)アポロン南房総	小川 和也	館山市那古1496-1-A	0470(27)5770	サービス業
	(株)Lucy's garden	庄司 学	南房総市下滝田743-2	0470(29)7029	酪農業
	滝田郵便局	山口 正義	南房総市上滝田1476-1	0470(36)2943	郵便局
白浜	白浜郵便局	島田 勝美	南房総市白浜町乙浜500-1	0470(38)2941	郵便局
	白浜滝口郵便局	安西 弘	南房総市白浜町滝口1466-4	0470(38)2944	郵便局
千倉	(株)真和建設	鈴木 剛	南房総市千倉町忽戸446-3	0470(44)5615	建設土木業
丸山	(株)朝倉林業	朝倉 進一	南房総市大井218-1	0470(46)8535	林業
鴨川中央	(株)エランゲート	須田 厚	鴨川市横渚277-6	04(7099)0808	不動産賃貸業

(東京国税局からのお知らせ)

文書回答手続をご利用ください！

～納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。～

「文書回答手続」とは、納税者の皆様から、申告期限等の前に個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページで公表するという納税者サービスです（照会者名は原則非公開です。）。

なお、この手続の詳細については、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>) からご覧ください。

税を考える週間行事で税務街頭広報

11月14日イオン館山・11月15日イオン鴨川で
税を考える週間行事として税の意義をピーアール

国の財政と消費税の役割

消費税の軽減税率制度

中学生による「税の作文」優秀作品の紹介

中学生の税に関する標語優秀作品の紹介

絵はがきコンクール、ティッシュの配布など

館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施

イオン鴨川



イオン館山

青年部会が税金クイズ

400 人余が参加

11 月 24 日(日)

千倉漁村センター周辺広場



景品は、エンピツ・うまい棒(菓子)

今年も社会貢献活動

1 月 26 日(日) 館山若潮マラソン会場で

「無理なく節電」パンフレットに

焼き芋・お汁粉を添え PR

焼き芋 300 キロ、お汁粉の餡 200 キロ

もち 80 キロ 9000 人分用意

女性部会が大車輪



花笠音頭と温泉の里

山形県村山法人会青年部会から災害見舞

タオル500本 鋸南町へ

村山法人会 会 長 岡田 誠様

青 年 部 会 部会長 藤川 智範様

会 員 477 社

地 域 村山支部(御蕎麦が美味しいです)

東根支部(さくらんぼが超有名です)

尾花沢・石田支部(銀山温泉です御蕎麦も)

女性部会が平成 20 年に管内を周遊して宿泊しました。

ありがとう
ございます

編集後記

管内は昨年 9 月に襲来した台風 15 号、その後の 19 号や豪雨により全域で家屋の損害、農林水産業被害などに加え、停電、通信障害、断水があり、甚大な被害を受けました。毎年の秋恒例の「支部ゼミ懇談会」も中止の止むなきに至りました。

新年なっても家屋など徐々に修理はされていますが、未だ、ブルーシートが目につきます。復旧にはなお時間がかかる状況のようです。今回の災害では、宿泊施設など本体も被災し、風評被害も相まってその影響は未曾有のものです。直面する厳しい状況を踏まえ、復旧復興に向けて、それぞれイベントや広報などあらゆる対策を講じ、管内三市一町一体となり取り組み、本年が復興と飛躍の年になるよう頑張りましょう。

会 報 第 119 号
発行年 令和 2 年 1 月 15 日
発行責任者 本間 亨
編集責任者 島田 誠一
発行 者 (公社) 館山法人会
電 話 0470-22-1389
F A X 0470-23-3195

・房総 100 キロウォーク
コースは 3 通りで、いずれも 2 月 29 日朝、日蓮の誕生地とされる鴨川市の誕生寺を出発。海岸線の道路を西回りに歩き、50 キロのコースでは南房総市の野島崎灯台、75 キロでは館山市の館山駅、100 キロでは鋸南町の「道の駅保田小学校」がゴールとなる予定。
・そのほか、館山市で「若潮マラソン」「寒中水泳」、南房総市でウオーキングイベント「南房総フラワーマーチ」、鋸南町で「水仙まつり」から「桜まつり」までの花のリレー、鴨川市で鴨川オーシャンパーク「イルミネーション」などなど、各地で多彩なイベントを行い、内外にアピールし誘客する。



【表紙】

風評被害に立ち向かい復旧・復興から飛躍の年へ

各地イベントで誘客